



青  
 縣  
 東  
 照  
 宮  
 房  
 四

東照宮房四

明治十九年  
 八月  
 點  
 查  
 章

領國之邊一居復不ありて一長治政を  
 領て 沖返並不起す所使存榮事に極  
 移長文不違と信をいふ使滿里て後長  
 臣不之法物治あり笑て此信而只信長何  
 上云い誠れ考も我に存演抄と去りハ刀を  
 踏打て或生我世也 信云此勢以是之矣

和泉文化会館  
 33.7.30 和  
 36253

A 280  
 7  
 1A-1



事なりし  
若臣言行録  
下同

一 神君信玄味方より原に戦ふ申我不利

神君濱松城に入らせ給ふ故外して馬方より  
鎗を打ち牙成文と慨然として曰功の信玄  
并伴家不赴く勝屋を撃つるも豈勝利と爲る  
らんや作之方龍川之言不随く逆恨あきて  
い之くくんと龍岳を常小感服を我軍敗る  
師帰の城に驚き擾まき沸り如く一時言本  
九助唐正法師首成獲て事々 神君九助小

命して汝世首を以て信玄を撃つるとも、あは板  
中よとて九助首成四の祥小坊貴身着しく  
信玄の首を獲ると呼んる者れを龍心願ふ  
定むる

一 長久子乃我久不勝終ふ不志揚白今日の我  
我一隊ありしを士率健と水野忠重一隊  
を以て給り秀吉の首を取ん事必せり

神君之言を壯きりし許 終を信白  
今日の戦い我久不勝く夫々時定と志揚

功不濟る者も危し 危き謀成りすべしと謀也  
秀吉武勇とてなほす是をあるとくくは  
とて小幡を去て小牧小陣と移し 後或人  
此事は秀吉不告く秀吉嘗て拵て歎いて  
曰 家康兵我用之事變化神の如く  
秀吉亦因て我を去て樂田小陣 神君秀吉  
和睦の後秀吉向て曰 二重城の保何を我と  
始の終りも也 神君對曰 樂田の軍士は我  
に我を去るべし 兵を動かす事ちうれむ

諸軍を戒む秀吉曰 思ふ急なる 神君曰 我兵  
二重城と改りし樂田の軍士必投りおん兵  
我軍必敗と人諸軍我法信せとも我許さず  
秀吉稱<sup>笑</sup>て曰 我思ふらく 二重城の兵を  
解とせし是をおん兵とハ樂田より大軍我  
起してはを投りおんとも不我を亦其也  
と云ふは我計を知らず奇妙なりと

神君と亦秀吉の謀と感し終り

一 秀吉信確和睦して信雄とて 神君と秀吉



と和隆一宗教之上位にて信雅より佳と從  
中継承此とも所承念之秀吉白虎と人  
とて娶と云信雅亦秀吉より亦我妹を  
家康之嫁と必也宗臣人未だて未疑ひあり  
我老母を瀧抄と云一人質てせし年々上宗  
と云人別本下下後守備能富田近江左  
近瀧抄一使と云の秀吉の妾と云

神君御許容あり 神君秀吉亦瀧抄を  
宗臣とて忠歸せむ或人云秀吉御上宗と云

憤り秀康君乃質て我殺さん云風とあり  
神君は秀吉の秀吉を康と我子と我を  
殺さし彼を我より我の我より我を  
悲く勝と云と上宗はそと乃上宗秀吉  
使と人瀧抄と云秀吉の命我進と云  
公上宗一信と老母と云質と云  
神君御同心より使者を歸て世と云  
秀吉は信ひ信ひ老母下向定と國宗秀吉白  
老母を質と云信と云のたると承承と云

秀吉白汝ふつ世も我ん少くは後之事も  
思ふ事ありて聞入る事ありて秀吉の所望不  
依て井伊直政が多忠勝柳原康成の親類之  
人にて大坂一質といひ 神君と云ふせんしやを  
老臣中秀吉秀吉老母を信ふ事ありて  
ふらりたりんこと 中も信ふ事ありて疑ひを  
あきても秀吉社を以て母後質とせしよ六  
是と信せしめて事ありてせんて秀吉を以て  
信ふたをいひ彼信り有とも我信ませし後

の朝事不てありて信て 柳上京定も秀吉の母  
堂を信り下向 神君井伊直政も多忠勝の  
重次も信り母堂を守護せしむ重次親筆を  
主君の側小積重美も信り若菜ありて禁殺  
これと信りあり 神君上京定も信り  
り宅ふたりて秀吉大悦ひ世所より對  
面して終り云

一 慶長五年閏五月進登の長石川日向守家  
政中て日今年今日西塞なりと致くは他日を



撰んで登進志うふ厚く信ふ白西塞里を成し  
我徒て閑んて即市馬を進め信ふ

- 一 園原の役不忠因長政密策成して曰本邦守  
一向宗を以て七万小蜂起せり以て賊徒皆去  
踏きて自れ滅亡せん信ふ白志喜ふ厚くそ  
策を亦去り信ふそも誠感をつく天を存  
一 亂軍此如我三威を流せよ及て豈  
傍佐の力をせんや長政暫く伏謝す

一 園原我ひ仰揚花首をも実檢の首進臣と

臣中曾を獲一末とて信ある皆曰勝利を以て  
何と求め給ふや 神君即曾と名給ひたを  
願く收て世の濟ふ勝く曾の紐を去りそ  
いふをこ

- 一 同日福徳正則曰市威風天ひ一日ふ池敵卷  
敗まらう山岳道はゆる曰暗夜忽明らうや  
快ふ早く勝鬨を唱へて喜道ふ報せん信ふ白  
今日の播利諸將の力に我ん安うそ事あり  
主灰流おの毒も皆去極ふ有り中心の憂ひ

推察す我指所を凱歌を唱て悦ひ樂んや  
とるより二音の肉を極ふ令諸將の妻子を食ふ  
して是を送り返さる我人安徳をん之解ふ  
尚て凱歌を唱ふ處々々々任事れを諸將に  
を盡さく感嘆く共ふ第歳次呼ふ

一 同年丹伊武敏本多忠勝柳原康茂本多正  
信大久保忠隣攻めて 台徳は小園を白關圍を  
諸將有功の者も授きんとす先陣居所を定見  
關東少在る方山せん 台徳は曰我何と

却凡國を治め終ひ民を理め終ふの臣なきを以  
て誠々々終ふて善く盛るる任を

神君大志悦々江戶城を取敵とん

一 同年神政智の傳帳小豆利の僧三要ふ令  
孔子家語武經七書貞觀政要を同取せしめ  
天下を流布す世傳は戸増寺の住僧存翁大  
板不到り治平と號す 神君是と大板の靈  
小片一を法圓錢少終ふ

一 同六年武敏勝三河并秀康より罪を謝し



赦とて入洛す 神君を罪状許し會津  
百萬石を減し米澤城に移し二年米石賜  
此津竜伯の使者澤田某と以て井原を改  
米多正信曰く重友に依りて惣赦と許し  
致す神君赦し給ふ田山曰く竜伯忠臣  
小入洛 勅を依りて我宣之状はふりて罪状  
許す信曰く勢淺見とて兵を起し敵とす  
武人の事之勝敗命なり答むとて小津を經  
とて信行の主人を獨り持して捕へる者傳

版一之字を今ふ人々とて原ふ我信行と云ひ  
書茶獨ふりて又より同年 神君其妻供給  
の地は家持食邑を治湯乃は定ふ給ふ板倉  
は節高勝重海行加尾智等とて京師の西月代  
とす 且年終二十石解山社願つる石豊園  
御寄附二米石とて此且割匠決定ぬ印章と  
賜ふ

一 神君常小治と好む給ひ軍事の暇は其古書を  
集め學ば給ふ厚長十三年林道春茂曰く

これ後序を定地を終ふ日夜即ち不侍を筆  
六經を講し七書史を讀むの終る朝祥の返ふ  
眼布を獲座ふ巾座を時初て藤惺當り過せ  
らり此等成開て收むを終る文祿二年惺當り  
江戸一員々大學の蒲澄成開終る貞親故要  
を讀む心度長女年京都を居惺當り  
漢書及呂東萊著十七史を讀む時惺當り  
傷寒三才の老傷りて日く巾座不侍りて  
式事成中成り思ひ惺當り成りて人をして

あり事なり一之此道春京都を初て生る集  
注編註を講し門人多く外史信原秀賢  
と兼茂とく奏開り考ふ古より勅許りあり  
まして新注成り満朝庭より之を古創り成り  
地中を名深せりて中書りて信奏世史  
中著れり終るを終りて信考り講り著る者  
なり海を名深せりて史より信考り著る者

事なり

一同十六年二月卯上洛勅語あり考ふ大政大臣小



伴、菊相の巾紋賜之。神君祥  
讓、後、任世考、相國は別國の官、  
沼水也、難、  
忠、贈、  
より、昔、  
馬利家、  
の紋を、  
帝、  
將軍、

一 因奉海方宗遊覧、後ハ諸地を修ふ、  
少く皆呈ふ中、且侍の位も皆あり、  
三考、  
て、  
一 同年、

一 天皇、  
帝、  
を感、

總裁を幸國の大層も吾故浪あは六人として  
浪成百六十後より京師町人五人生戎あはし  
七

一 同年東武武員を林道春ふ浪あはし得るを  
議し終ふ

一 同年十月晦日松平陸奥守政宗初齋齋を解き  
政宗後所居匪の人屋津波入里瀬登千人と  
云ふ世に政宗勇を求めてきき侍入漢人  
戎騒く海を航しと云漢人といふ今日潮逆常ふ

異りあはれは波うきと十人一人ハと云ふ  
一人ハ之命を清のいふは君戎除きとあり  
止むべしあはれと云 漢人六七人相見し  
あはれを千町漕あはれ見よと海を向て浪  
大層あはれと云 奇事と云 世に波浪の上を浪ひ  
沈みしと云 後浪平ふと云 着岸を母解き  
静かして 眼我開きいふと云 彼漢人の位も乃  
里近幾の上の松の傍く世所を十 則母我彼松不  
つる我あはれと云 浪退て後舟逆の指あはる



之後彼者を少とて 蘇ふなり 又まて我<sup>注</sup>  
里も民屋に字をなす 彼改宗後者人を漢人  
とて死を遁せしう 改宗時事を因て彼者不  
降福成ふと世重浮名を言先次涉中上  
一に終ふ彼者寿命を重んずる不依て吳雅  
を免れ返りて福を得るとの上意あり

一 同本仔細山般差院の僧味運古本の儀日本  
記を献す林道春我々て謗を止し又東渡  
盛衰記を涉覽する道春を以て異因を考

志の終ふ又福傳を講論 一

一 同本仔細卷廣橋兼勝勸修寺光豊の使者致府  
少あり中上者は春日大宮の子本折は藤の  
若宮の子本と折々中朝庭の怪異とて禁中  
おもし御齋戒御修と告ぐ終ふる宮に年々  
故不破壞すとい 將軍家より 脩造せしむ  
怪異と思ふとて終なき

一 同本道羅の商人 夫々我を献す市況あり道  
侍乃臣命して 諸事の事を因て終なき

藤原忠尚より中上と日本仕商人明呂米の  
諸國へ行くは歸朝を諸方の物を持ち去り  
阿蘭陀に去る年一々、商人官祖樂物を献  
する異域のものを同様に京師の大南倉へ  
一南取を安南國一巻一毎年小送來一後反  
此三郡取次言上諸國に賦し、神君意に不  
存一若れは若機此暇ふ、細微の事をそそ  
給ふ異域の事とも藤原中上は南買の事、  
後反中上は諸國に事、金地院宗信長中上

一  
天下の人の産業安佚をん事と計りては終ふ  
同年秋前忠直の家臣今村信永許り中井  
利房を命をさそを少くも利房を四富共の  
巨首と多今村の為人の同宗と對決せし  
為人の許り事と書とて一夜消されし  
此君利房と云ふれ者もとも困ふ法を以て又  
ともは詳しきと書を探し言上すこと書は二  
三行も後さう世に將軍家と云ふ間を終  
るに終るも江戸の鬼少と本多富兵衛村掃



初皇女丹後ノ許を以斷一終ハ今村居水深  
有ク竈セシム

一 同奉高の神龍院梵舞神道修振の事亦依テ  
臣ノレテ事考スル 神君ノ及思長考スル也神道  
修振ノ古ク 和真ノレテ 叩ノ事ノ如ク也考スル  
事ノ如ク也 是ノ事ノ修振ノ事ノ如ク也 又ハ公家  
制ノ條を定ム終ハ板倉隆重ノ許一止任付奉  
同テシム修

一 公家元家ノ之事同奉高ノ神龍院梵舞ノ事

事

一 老若ノ事背行儀法度ノ事名名度ノ事潔  
但依罪輕重可定年席

一 晝夜ノ節昔老若ノ事解怠相勸ノ事威  
儀ノ事相調一何候々特別如或目ノ事勤仕振  
テハ任付事

一 晝夜ノ事指テ相支所ノ事法細細堅停止

一 公安ノ外形不似合勝願並於事修儀ノ事侍  
抱重事者流深 同先隆事

右々條々相定交也後立攝家兼侍奉之座  
云々所て以武家之仕法者也

一 同年富田信濃守と攝右近衛守あり

台徳公 神君は天下大廣南におほしに國せし  
執政等悉く列座せしむ

一 同年勅使唐橋重勝原實際駿府におつ

勅命を述せり 秀忠公の女入内せしむ女御は  
立廻り且 神君は改大序を准三后にてをとり  
預けり 神君女侍入内の事ハ御考へ給ひ

一

大政大臣の事く聞印く出許退をり此時御使  
候考を参回を鐘く公卿の法式を改め定めん  
思ふ同秘府の御家の記誦を寫す一也  
一 同年冷泉考序あり 神君は古今傳文の事  
あり又講せしむを權其の事をけしむるに御丹  
雅庸と御まゝ源氏物語を講し三箇のうち  
を御極あり相又 神君は本朝中義の書を  
好むを後いそ傳の條を愛するに於官庫  
小古書数千部貯し張光録を今御考へし



菊亭宮子律令律二卷今三卷  
其四卷ありを献書是金沢文

庫の四庫之日記唯心金沢四庫の侍伴辨要抄

中巻故室中七冊を献書世教を以て侍長元

村道春も信行もと申山の侍伴例ありを撰

群書治要貞觀政要後日本紀延喜式を考

一治道不任りて尚要すことと抄ありて

信行も抄本の書成り献書せられたる道春も

信行もと澤の終りて道春も後卷す三冊

御宗不侍里臣難校紐注ありとて道春もと云ふ

京師小學校を建てる學生を教授する概不仕度

よと書れそ信不修り事奉りて生死の世也

能所を巡見せしき世を命せしとて後三冊も

同巻終りて道春は自身も學校不修りて世也

別ふ何人ぞとて教授の師とすしとて思ふ

若しとあり書れしとて前中巻の孫保衛を考

校のまふ任せしとて後三冊も

一 天下を治め終ひ初度の儀式を正せし

天子を崇め尊とて御の家業を勸めし

文武並備里社學を修明して甲書乙律の戒  
通を考ふし之道淺南後以て馬無制不妙  
すとのふしを唐を以て難應少於すと  
取らばい委く誠を信らば一内道の  
家臣不同少進法印猿樂の藝不妙とすか  
猿樂の太史觀世金春保生金剛經と名を  
上りては并篇教相とを應の上りて名を  
考へて近悉く以て佛後なる誠の幸若  
太史とて并の上りて盲人の琵琶法師平家を

唱へて擡りて本國坊毎知并家種は不茶家  
琴の上りては皆々駿府に在りて時々を  
佛後とて一應二應の者如の如くは集の誠  
能く及ぶ諸應能の家皆勅て急々又しく  
程少を以てその多し是は諸宗の佛法を  
悉く聞せ給ふ所の傍上寺の傍涼茶を以て  
しは團席を以て淨土宗法圓を屢聞給ふ  
之後仙波の傍平南光坊を以て天宗  
乃邊成を聞給ふ又曹洞宗の傍佐を以て法



同り 慶長十五年南光坊小命せしと 叡山の  
老僧正覺院傍三寺の數人を撰りて 屢滿  
藏を同業修ふ 却又三寺の學侶又樂院多聞  
院 葺定度より 老僧を以て 其言に 滿藏は  
屢聞居士 相傳縁目 今此院家傳長老を命  
せしむ 此の長老病室の位を撰りて 數十人  
以て 為改以 德と云を撰りて 文を撰りて 實  
樹多老僧と云 數りて 撰りて 一む  
台徳と云 江下と云 一む 臺と云 徳京人之徳年

草堂之風 必偃と云 數りて 文を撰りて 其の法住  
位 世間相常 偃と云 數りて 撰りて 一む  
神若亦與 福寺の傍 也持院を 多院の傍 院  
寺と云 一む 法宗滿藏を 屢聞縁目 相又智積  
院并 觀藏坊 長老坊 圓福寺 未を以て 其言  
新及の 滿藏を 屢聞縁目 東本寺の 法源院を 喜  
院 未を以て 其言 法宗の 滿藏を 同縁目 諸宗の  
與 屢聞縁目 其言 信付らき 其言 或は 秘  
すも あり 武を 以て 一む 其言 あり 南光坊は

台教ふ老く熟習ありきれも天下の王は佛善  
薩等れを秘密をも隠さくさふありてそを天  
台の奥儀を殊くを影りて上焉ふ故ふ而光  
坊は法皇を遊されたり切諸宗の宗制を法  
經ひ高きもの者も金銀取値を經ひ是を讀  
或も幸儀を經りて銀を經ひきれも諸宗の  
僧尼もあつてなき事と思ひ亦吾家門の宗  
を勤て怠らざるなりと云

一 同奉堂傳長老林道春不修つけと云僧尼不

命一公家諸家の江詠を可くも三教部にてそを  
一教も禁裏殿に獻し二教も江戸護府に墨迹見  
しとの也

一 同奉大藏坂板坂中より藤雲言序秀頼より此  
謀書を鑑を信古の御陣營に持来り番衛衛を  
捕りて是を書に抄候ありて諸師を疑ひて  
應き澤なりとそ即言席を召して出并ふそ  
候を言席より取りてふ言御感言と云そより  
流石 神君の御感言と云事感言と云



城中一志を通ずる者一人もなく聖文神武の  
懐ふ帰服しき。

一 同年大坂の終ふ處沼津と巡視し終ふ城中  
より沼津を放りし由の如く終なき御座を  
召さる後少事なりし。其後命せし事考は病  
軍の士卒且徑中尚未一人もてし事負死  
人あきと不使する惜哉事なり竹末控所は  
人の損せざる懐ふ事し。終ある事通し流  
皆去ふ懐ひ拜しなり考は沼津と沼津は

移し終なきより侍臣以下悉く淫を志せし  
神君兵一騎も侍らざる城郭を巡視し終ふ侍  
臣皆終なき追て池く取ひし事。台徳とて少  
馬を池を隔ひ終ひ空方の陣柵を巡り終ふ  
天満川の柵も少あきて馬を停て城上の形  
勢を涉渡あり考ふ扈從の庶士を見し唯  
池より思ひ城中より頻る袂絶を放ち若れども  
沙方ハハからうそあてし事侍らざる考は  
昔年沼津の中り終なきを見し流し神妙なる

幸々中きき世昔甲山の下岸津邊更々蛙敷千  
對集り南少ふ多そ喰集ひきり小の方皆屬て  
死を見く者性々大坂城兵敷水乃兆ことと云ひ  
考り世は不評家忠文少命一 福徳の至利人  
敷を役一 角倉五つ淀の船敷百艘をゆく吉原  
運一 丸石を期々して世を築業中流の氷端  
長柄川共人流き城下まを 水乾炎去道と云ふ  
考れし城内少所を満く考りと云ふ

一 同く没ふ勅使為腐實條之を 和議結ぶと云ふ

あり考れし 神君降許し終ひ任きふ 和議  
の事勅使を若くしと云ふ

天守の命を輕人をきりしを 詔書をきり終ふと  
終ふと考り比治秀頼の母堂天守より城外で  
見しとき考ふ石火矢を放ちりし二重目の槍を歩  
折る居合を侍二十人忽ちの如く不祥け失せ  
考れし城中皆息も母堂より 踏まき思 和議計  
らひ考り是の如く 神君任考り比治城を攻落  
さるゝ安身幸より人を損せんといふ事考



秋 秀頼公命 和を以て有るは

台徳侯より今訪國に大軍を集めてよふ

和議の旨は遺恨なき事一軍一攻破る

ありあるも神君の曰幕下の言勇性憤

るも理之古人の詞を中敵見は悔之る

戦善くも勝を以將としをれを我けは

政以終之と終るれも 台徳公聞て

大市所を文武の道天と之に神の旨を

いも無後を何とて可い言をとも終るれ

本多信俊守正信 清前立を 伊能よあれも  
唯 大市所の信ふは以終るれと 十七巻終  
此後和議あり

一 同年勅命あり 東春改元せしむる也

神君拜謝せしは信不改元ハ中善治平の年

群を採ひ用ひ終るれと 卷開一終るれ又

官位より七條を回し是事 神君開片 綱成

古今も異同をり 駿府不帰里 津金指を

考へ重々 卷開とて終る

一 元和元年春氏小部確被り侍勢確と云  
之語存勢より起く諸國の位はす吾々而く  
群子事<sup>祭</sup>了灌漑と事日ふ喜友遂不駿府  
小部 神君と氏我感と事<sup>祭</sup>を思く云云  
九之傳光正命と是を禁せしむ

一 同本大坂和議敗るる後 神君台徳公  
御陣河り大坂の將將後友房白木村山台長  
曾我於子城をたて我らに 神君誠意出  
をせらるる中より軍をたて我らに勝るる事

實に命とて二音の糧をつまむ命とて大  
坂の軍士十に五ふ及ぶ吾事<sup>祭</sup>に面ふ圍<sup>祭</sup>秀頼  
敵兵死<sup>祭</sup>殺<sup>祭</sup>て彼我<sup>祭</sup>多く亡むらん我らに思ひ  
す天福口の圍を圍き<sup>祭</sup>生路を同て收去<sup>祭</sup>事<sup>祭</sup>  
はせとらん事<sup>祭</sup>とて 是よりして二面兵をた  
して天福を圍<sup>祭</sup>て是を又生をゆ<sup>祭</sup>後<sup>祭</sup>の六  
事<sup>祭</sup>より

一 同く保平大坂の城障、秀頼の夫人御陣堂に  
歩<sup>祭</sup>り終ふ 台徳と秀頼、はるる存せりと圍<sup>祭</sup>は



これに形勢を足せしむは使女存重信之故也  
大望連々等々重信少備しと曰諸士自殺して  
形々秀頼母子乃命を免しと云  
神君又かこれ志流等々命し大望能理不告  
しむ秀頼及母堂をく死せし事たりしむ  
使女流年所錢貯り軍士忽馬匹を賣り大  
望亦事の済しと見し大望を秀頼を如  
きく自殺し

一 同年 神君 台新徳公 割之法制を定む十二條

たり自ら建武の式自ら准擬し海内の諸侯  
を伏見城におよべし本多正徳をく海河一帯  
を治す事如也

一 文武ら馬之道專可相考り 左又右武古之  
法也不可不無備然ら馬有足是或家々安櫃櫃を  
辨兵為山岳不備也而用之法亦忘礼何也功  
神練子

一 可割群飲供遊事 合條所載者割群堂祝  
好色業博奕是亡國之基也

一 背法度革不可隱並干國之事 法古禮舊之

基也 以法破理以理不依法皆法之弊 之料不輕

矣

一 國之大小<sub>小</sub>存<sub>存</sub>每諸人各相抱士卒有為救送

殺害人告者速可返而事 吏挾師心之者為

覆國家之利害絕人民之障海豈足元容乎

一 自今後國人之外不可文置他國者事

凡因國之風氣或自國之器事告他國信屬

之前也

一 諸國居城雖為修補必不可言上說新故之機言是

今存少可 城過百雜國之害也 城<sub>城</sub>至後陰法大

本

一 於隣國企新誠結流黨者有之 早之說言子

人皆有黨又少違者是似或名<sub>名</sub>君父<sub>父</sub>後于

隣里不守<sub>守</sub>旧制<sub>制</sub>何企<sub>企</sub>新儀<sub>儀</sub>乎

一 私不可締婚姻<sub>子</sub> 夫婦合陰陽和合之道

也 亦可容勿睽曰<sub>曰</sub>匪冠婚<sub>婚</sub>將通<sub>通</sub>冠則失<sub>失</sub>時

桃夭曰男女以正婚姻以時<sub>時</sub>歸<sub>歸</sub>氏也<sub>也</sub>以<sub>以</sub>成<sub>成</sub>堂



是古謀本也

一 諸大夫各執作法事

續日本記割曰石椽

三公 車不以集已 旗京裏二十騎坐不以集行

云々也則不可引 率多勢百萬石以下二千石

名從之不可已二十騎十萬石以下二千石

公役之時可題其名限

一 衣裳不可混雜事 君臣上下不可核別

白後白小袖第裏練之紋之小袖之御足之根

云々云々用近代神從諸年緩羅綿繡等之

飾服甚漸古法制焉

一 雜人恣不可乘輿事 古來依之人云法免

乘家有之御免以後乘家有之御免來皇家

市諸年乘輿誠覽德之云也於向後者團大

者下一門之序者亦及御免可乘之御免

云々云々醫官位高道式六十以上人或西人亦御免

以後之皇家御役年恣人乘之云々云々云々

者也但皇家門海濱皇家者非制限

一 諸國諸侍可不用儉約事 富者任儉約事

取不及俗之調弄也其於世所令嚴制也

一 國之可撥改勢之忌用幸 凡法國道王以

明察印過貴罰必當國有是則國亦殺

國空其人則國必亡是先哲之明戒也

右可相乎此方

一 同年 神君 台徳公二條の城如く<sup>レ</sup>る為奉慶

公卿の會して法制を論 告々幸九の如

禁中并公家中論法度

一 天子諸庶能くや<sup>レ</sup>等 一 抑<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup> 亦<sup>レ</sup>學<sup>レ</sup>別<sup>レ</sup>明

古道而能改設太平者未之有也貞觀改要明

文也實年遺戒惟不窮經史可誦習群書作

要云 和教を自先存 天皇未絶 雖<sup>レ</sup>綺<sup>レ</sup>語<sup>レ</sup>我<sup>レ</sup>國

習俗也不可棄置云云 所載禁秘鈔習字云云

少事

一 三公之下親王<sup>云々</sup> 右大臣<sup>云々</sup> 以<sup>レ</sup>等<sup>レ</sup>着<sup>レ</sup>舍<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>親

王之上<sup>レ</sup>殊<sup>レ</sup>舍<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>親王<sup>レ</sup>仲<sup>レ</sup>親<sup>レ</sup>王<sup>レ</sup>贈<sup>レ</sup>大臣<sup>レ</sup>穗<sup>レ</sup>積

親王<sup>レ</sup>準<sup>レ</sup>右<sup>レ</sup>大臣<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>皆<sup>レ</sup>一品<sup>レ</sup>親<sup>レ</sup>王<sup>レ</sup>以後<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>贈<sup>レ</sup>大臣

時者三公之可為<sup>レ</sup>下<sup>レ</sup>勿<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>親<sup>レ</sup>王<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>亦<sup>レ</sup>官<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>丈<sup>大</sup>



臣三公五宮內有雖為親王之上祥教之儀  
為次座之次諸親王但儲君按別在官大臣  
闕自職并任之時若攝家之內之為位事  
一 法每之大臣祥教之後在位之為法親王之儀  
事

一 雖為攝家之儀之量者不可改任三公攝國况  
之非平

一 卷用之沛仁體雖被及老年三公攝國不可  
祥表但雖有祥表可有再任事

一 王子者連孫但可改用因姓女緣之家督相漢  
友今一切皆之事

一 武家之官位者可為公家當官之外子

一 改元漢朝本號之內以古例可相定但重於古  
禮相熟者可為本朝定親之作事

一 天子之禮服大袖裳沛故十二象諸良禮沛袍麴

塵青色帛生氣沛袍或沛川並衣沛小並衣  
等之事 仙洞沛袍赤色椽或 沛衣大臣

袍椽墨文小並衣親王袍椽小並衣公卿等事

色雜袍雖殿上人太巨息或沐聽着禁色雜袍  
貫首在位爲人着禁色至極賜着麴塵袍是  
中下中階之儀也賜肘帷下階着之袍色四  
位以上掾在階地下赤衣六位深綠七位淺綠八  
位繚初位淺繚袍之敘唐草輪無家以舊  
例着用之任槐以後異文也赤衣公卿禁色赤衣  
始或拜領家之任先規着用之殿上人赤衣好  
林家之外不着之雖殿上人赤衣至至階所着  
用也神公卿衣冠之時者着後殿上人不着後

練貫羽林家二十六歲進者着之此外不着之紅  
梅十六歲三月進諸家若之廿五平備也冠十  
字滿透顯帷子公卿從端年殿上人從四月  
圓契茂祭着用着通之年

一  
諸家昇進之次序之家身舊例二十止但  
學向有職敘進令勳學其外於種學公學者  
雖以超叙之被成行推任中推叙下道直備  
雖爲後位下依有才智答者大臣拜任冠親  
模也當當之切不可棄損事



一 関白傳奏并年行職等事申度御堂指下  
事於相留者可為流罪事

一 罪輕重可致守各別律事

撰家門跡者可為親王門跡之次座撰家云  
之時雖為親王之上而官之大臣者次座相定上  
者可誰之但皇子連枝之外之門跡者親王寧下  
有向家也門跡之室之位者之御之仁侍考先  
親法中之親王希有之儀也迎年及多事  
謂撰家門跡親王門跡外之可以准門跡之

一 傍大傍正傍門跡院家可守先例至平民者益用年

按之仁希有雜修之可為准傍正也但國王大臣  
師範者各別之事

一 門跡者傍都大並法印任叙之事院家大正律

師法印法眼任先例任叙勿論但平人七奉寺  
推舉之上於相撰益用之申沙法事

一 幕居之事一本任年職先規希有之事也

迎年撰勅許之事且亂觸且汚宮寺也  
不然於向後者撰之各用或觸積作相有

有圖者入院之儀と有十沙汰事

一 丈艸之事 願言之事者為奉寺撰定之凡  
別於中者有可被成勅許但之仁体佛法儀  
及可事者有可為正年叙事當之可為控撥  
令之儀於有之者可被行流罪事  
右可被相尋 許者也

照實 判

慶長五年乙卯七月日

秀忠公 判  
家康 判

一 同年鐵田常生小五右衛門常真之尾州乃  
國より秀吉之罪と 誣く是を疑ふ

神君萬好を失ふと 對せし仁厚地より

一 同年浮屠の法極定之と 天下不傾と

一 同二年正月廿百駿府田中城外不致廢

修八田中城入還信忽御承縁の事以て後

還匠あり後令不奉治儀と 江戸小告と

台徳公大不踏義 終い急不致府不致終

神君信義承承と 年若齡取小七旬ふと 俄に



原が孰もくも出さず再存初まを以て於て  
今事々事新のこも速と喜意何を以て  
是子とん 台徳もを悟りて元高液成令と追  
く口秋憂懼一終ひ復食ふ暇あらず敗ふ  
して疾萬一扁鵲とくも何の益もあらん  
とて病を治らんとし終る者性年大政大臣を因  
辭一終とも程又成良 派命降て任せられ  
昔如初使度橋義務三條實條政府ありて  
派命を治付終ふ 台徳もく親戚諸君あり

才て悉く拜禮あり相勅使を享へ終る細川  
侍従志利井伴侍従忠孝親と執て酒を以て  
治る文陪独を遊書燕享乃冒歡樂あり親裁  
甚厚之云夏四月少くして病愈々く是も  
於て諸別の收領を以て渝りて甲辰歲七月  
少くして病勢甚く命且夕小五里終るも  
大樹航平海内於政柄を執りて後々於て  
憂を在れ若大樹乃政令道小遠く奉りて  
治めらるる政柄を執りて天下ハ一人の天下

却る乃天下の天下也余何ぞ恨を承りし  
今人々今と封國を歸りて大樹の命を存  
す一々其財物を領し賜て善を別  
小還し一む善を諸邦存す不覺法即そ  
三年也國去石三石人々一々 君是悟  
きふ今度の士命を存し一々又  
台徳公曰謂く曰天下乃改放く輕曲を減き  
たると我々不諸國の候伯を臣と告く曰大樹  
乃改道遠くありあふ各一々 是を再きといひ

若又海内の候伯命ありて事さるるあり  
親戚世に々々も速く兵を致して海を  
義重頼重が如く尚當勿仲なり能余為不  
憐悃あり 台徳公謹て嚴命とまてんを宣ひ  
欲ひて出給ふ御又 義重卿頼重卿頼方卿  
を以て命して曰尔曹大樹の事一々或は  
残す彼不泣い武を存し侍りて唯大樹の  
命の候ありて敢て遠くありすれ敢て三公子  
漢を飲く也 台徳公及い三公子公孫孫厚



神事を哀憐に在るの侍臣悉く扈從に十  
七日の夜遂に薨去りて其年春秋七十壹正極  
と久能山よりて殯まれ在るの侍臣悉く扈  
從して其後地蔵擇て葬りて其年未

神君在宗天海少命ウ六予少王之神道を  
養ふ百歳の後女大控現と稱をんて室少郎子  
云海屋より其年、神廟を久能山より建て村原  
内記宿改経年未

一因を本年三月九日勅して正二位を賜ふ事あり

遺命小隠く靈正を日光山に移して其蓋  
大織冠を和州多武峯小改并ふ擬して其  
と十旨靈柩久能山を移して給ふ事正統  
五年利隆松平正久板倉重昌社元春朝成漸  
歳爲皇女后生親皇中山信吉賴房淳庵淳庵天海  
及以山園系の傍に之を靈柩日光山より  
勅して初葬を終し

東照古控魂を祈りて其年所望空願宣命使  
より神を正殿に移して其年中御門宣衛を葬

使さうけ日 台徳公日光心ふりてくを祭  
礼を以て修ふ跡及び卿相雲客亦登礼を  
助て陪侍焉方ふ定て吉世をて載て  
禮曲ふあり 毎年此礼を行ふ正徳三年乙  
酉三月三日和て宮師を賜ひ  
東照宮を祚とす

一 度長の比秀吉の斬の者ふとあり 体内とて  
友人あり 或夜 神衣 沙夜後ふ伺ふ 此儀  
中言内ふせ聞ふ大黒とて 中神を福の神とて

人々祓ひたり 此も曾て福の神の理を考  
て人と希とて 中考とて 上意ふ大黒は  
為根の了とてあり 中神をたれ考れ 曾呂  
利中上考ふふれとて大黒の形を眉をくく作り  
て 上山道中をくく 是を大黒の心とて 中  
子細を眉を言く 作り 上京路をくく 此の  
をくく 上のより 見中 此の考の心は 能  
た 多を穿り 是を自然と考ひ 是の心は 中  
事を大黒の心を形とて 作り 人の考を





しもの志もあつて腰刀も一代かゝりては其を  
す。大黒神流布を亦如の如く凡人愚か  
そふこゝろを穿つてて可成なる大黒の  
頸巾の所ふこゝろを念をく之を解と知る  
琴板ふ腰をくもやん奉事ふけしめ  
唯ふ見をててくまゝくは是大黒の極意に  
沛意ふこゝろを考れて當名利付内と感  
ふる返書

一 沛意ふは沛意の所中ふ。尚世程知ふ

この質義事は此程なれば古杖杖歳ごうの  
その分別より今約の十二歳の人をばは  
此程の中より上より丈を能ふ此程者  
より人程中せし古杖より運轉しりて  
人の子を三年かかれん三つ小成るといふ事  
事なりと修むれば此事ふ能ひ越へは  
未も必意なすも趣又不足なすも  
減ふ上意のゆく思ふ時を程ふ似合  
心あふ能ふなり



一 或時御醫孫子御後上回令ふくは供の座小  
 御意をさし考ふ尚春此者此なりやと本之  
 見えりし之譯成見ありしと云ふ 任者、これ  
 何事と考て存寄し御座りしと申すは付  
 上考ふま事れたるし以て見えりし必世中  
 座一右にれりし必豊年申すは阿の御成  
 見え皆々右にれりしと申す民百姓のて其の  
 乳をよもは是母の食物を雜穀に食はれ乳  
 氣込山なるた之又<sup>新</sup>産するて去年の芋を家

家小橋並古談りけはく民のやとては世芋産  
 けりし崩を以て定て種をよもと見えりし  
 上意なり 汝も大を多りてあつては民の事こそ是なり  
 汝も御座りしと云ふ  
 一 或時御前中々沙汰の座をて孫御事と申す  
 折長何人古今無しは孫御事と申す  
 人ありしは 申意は御りしと云ふ 汝も御座りしと云ふ  
 御事なりやん又誠出せと云ふは孫御事と云ふ  
 事を言はせし御りしと云ふは御座りしと云ふは

誠し或るに成し中書とをうそ命き誠を  
沙之くくはと上意也 実上書と云ふ者か  
今何事なり

一 沙宮小者頼朝日和見出者を浮修る屋  
臣れ日和見と依きれを帝と見懸

くく可少をく見をくく見分さる可少て見離  
し中書と云ふ事と思はれ申意也

一 御物語頼朝七騎の例可くして又と  
屋に下されし者教事なり大切の時  
也一人と重宝也是事と云ふをくし申意

遊之れ考り

一 又御物語頼朝打木乃中少法徳も在時権臣頼  
朝と天下法も入し秋成執持少をこれと  
中書と云ふを中と下中と組し秋成は  
乃付少首段切里十屋くも中これと云ふ  
益量ありし 申意遊之れ考り

一 又御物語頼朝の例少を仕はま書者依きま  
以後天下も小命は少を三つ成りし作書  
此をこ者志し面を修り笑ひし後之を



柳子小舟母者所懸ふあつてくく恨  
きりきれと日本笑ひ申せしと我忘れ  
やと信ずれとれを海に流し沙汰を  
天帝我流ぬきし<sup>成</sup>華沙城を  
存す笑ひ申す程小舟母存す  
自君等と唯今近河を舟子  
中山程を程申す申す程調埋  
は流りしと申す程申す程  
を乞と申す程申す程

一

志津嶽の軍を秀吉代の勝軍解江の軍  
神君申す世の勝軍一秀吉海軍小舟等  
同家改めると同く飯代改めると同く  
以て途中百程小舟等解江なり  
神君敵瀧川<sup>小</sup>解江地城一龍董  
注を同家<sup>小</sup>は流すを三  
かつ馬を初<sup>小</sup>流す海に流すは  
舟等くうたを瀧川舟より上る舟兵を舟  
小舟り 神君の軍兵を舟にせし舟中の舟兵

多く射し能く無我城の川取きれしをたふ  
事ありて秀逃む去るぞ

一 秀吉或付宇布田家少能く見送ひ居り  
らむに神君ありて後を要し居り  
秀吉を以て御負を押し徳川殿に後を  
せむや事しもの少人皆 神君は徳川量  
を感し居り或付に 神君秀吉加如天子納公  
文程をとり

一 大坂陣九代大久保忠隣を以て曰御公達の角

何を以て御家管をたむるに如くや志隣にて曰  
台徳云継嗣する事多し久し未嘗て之を  
見たりと後志隣井伊直政本多忠勝柳屋康  
政平若親吉本多正信致して御家管たりや  
同姓石谷内治を正佐先白参河殿鉄或書指  
減し御家管を以て居りて直政唯下御殿に詰  
指責し関原の軍切伐して後園の事にて  
居りて志隣曰参河殿器量武勇最良將  
たり志隣曰皆是我 大君乃男也 然るに



則ち馬の道に論也 台徳公 勲勇美備の天  
下を譲り終り新君を以て八五可也 臣曰  
國小志隣すの如く親吉曰 天下根本のちりあり  
存く是を滅定せしと一 朕乎と六人曰く  
沛乎亦也 終ら曰 正信先皇の臣也 正  
信之上あり事初の如く一 次 小志隣す同義  
又初の如く 沛<sup>亂</sup>本を以て 正信と志隣と同義  
を以て一 終ら 正信又して 曰 吾河殿達を以て別  
嗣君を以てするに 志隣と 前議を守り 曰 國を

攻めしめて 則 武勇を以て 吾 天下を平治  
すしとて 文政を 備へしとて 吾 志ありと  
さすなり 臣曰 終ら 志隣と 台徳公 正信  
の如きと 見ざるを 以て 吾 善國郡を以て  
終ら 見ざるすしと 云わば 授交し 終ら 沛乎  
長久の基しなりん 何れ 秘伝を授け 臣 何れ  
天地と 善後と 善言を 獻せんとして 終ら 曰  
汝 忠孝 所 我 是を 以て 先 退 吾 我 熱 心  
ん 又一 吾 是を 以て 六人 正信 曰 我 志 隣 乎 正信





老も少追ふれ少度々十上若れも 佐々義元  
存望の首約一舟に城誰かぬものか一義  
元死す明追付と 一た唐園の舟一を  
城を奪ふん 元康ふ放そハ如言と思ふに  
佐々も分即家老流中一はれし山田新屋  
方一は使をささし 流石後て流中十上と流  
佐々則使を唐園一をささるる三刻前屋の  
城に水屋下野守織田方近百十を城を攻  
内證を同書日誌ハ 元康と 不通なれも流石

親類の好くいひ織田家の西少流石を 元康未  
若輩たりといふも 一旦の義元守り味方敗  
軍もも操弄右をたも 敵の中ふ人踏角り  
居る事減ふ 唐忠の子易程おまはり  
ら取攻取る唐忠事の惜ふといふを同書  
急来使者残指織一早く引退来使へす此  
神志終るき中中りといふ九五の使も 使者  
来く後を流石本丸一移り敵寄せ来りし唐忠  
城の奥意下り 流石も唐園より 使は停甲山

甲方より片時も早く沙降陣を御す十銭を  
世はとそ大言談を明多御降陣也今國家  
の面く是を圖美御し我事小致せしと信の  
少倉肉食御汝りきと信長を下野守ふ尋  
びて義理治く頼母人せし思付しと  
御年十  
九の時

一  
今川氏真一沙使を以て我元弟以合我武平  
元座を信長備ふ向ひし矢乃一筋も射我元  
の沙忍を報し十れと度く信を以て其色

もも氏真<sup>眞</sup>一向同心を佛事法事或茶飲合  
飲の合ふ多り忘中と過く 神君信長御  
親の弟以合我武平と云ふ之詞我の御  
所を以て我を以て我の志も是を以て  
是源不及と信也

一  
一の宮北城本多百助を常より指立今川氏真  
二一の人数数中内八千武田信虎より御り  
残り一萬二千人を以て一宮城百巻を 神君  
二平の人数少く後信遊され御家中の御り



曰勢弱ふ或切の者も多し 師思慮遊了居  
との後法を為す存きしと申す位なき者も公  
を理ありとてても侍と大所少方其不信と義  
との言や者も不しとて壁立て敵の城を攻む所  
押し控まては別既不相抱ふなり 味方侍或者  
も少くもは何時も敵寄事も不於て後法を  
有る候も其も是度の前も然らば其期も少なり  
敵の人殺す身死せしむ辰の能くもて指高候  
も所也之候も是れ侍も其紋致すに能く不

りて 見相を成す一趣して之の大小は被友の  
代り被官の難儀に主此救ふ事 古今武士の地  
法より畢竟今度の後法は任損一計を  
其もも備ふ 家康康運の善く所とて是度  
極く其敵の身辰の能くも人数の多少も構ひ  
ずとて 侍も是れ大ふもて違ふを 終る侍も  
少くも其世終て 師前も其世も其度取致  
面も其及中侍も其世も其者追頼母其師大  
將も其世 同我流も其一人も其世 是れ其世も其

餘の味方今川の大人數殘也の數を思ひて我  
下と歩先を争ひ進む程不信席の八千の人數  
お八里より虫も寄せ来たの方お見たり一の宮  
の城へ押せり不歩百助城へ殘同多御を  
お一進なまこと事なし城へ入つて今川の  
軍勢を見くと惜と云く後悔もききも叶  
はず世と押一の信虎を一所お併集り急は城を  
攻めり 神薙殘治一人お討ぬかす救書下  
然らば還る味方の吉事きつる名をいふ

口残すや切りて不歩八馬の會あるは歩休息路  
本多残は速く甚早速御帰陣今川横りお遠  
くてはとてとていふより歩備残をいふも及ら  
内歩軍勢は早城を難と云九お成てい速  
終にお助す今川の依り我腕骨の長く程は  
お助すを歩く歩も歩付は法徳を歩歩  
若字無くく云と歩皆は歩歩を  
信席八千の備残突りて幾度も馬よりりり  
敵おあつては度なりり然る歩酒井藤原石川



伯耆牧野右馬とて、一、津逆角と定まらば、  
能身圖式たる場所を見合せ、所々小備を揮せ、  
今川勢と成りて、大々之陣跡を去らざらん、と  
令く御陣陣より、相右馬元も牛宮逆角一、  
其、呼集の酒者を儲き、諸、ある、君此、事、  
並、も、好、く、信、入、る、成、り、と、世、度、一、の、宮、の、後、法、  
乃、逆、一、中、の、御、も、信、入、今、之、勢、の、御、大、將、お、て、  
一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、  
人、と、之、を、を、逆、り、せ、れ、と、家、督、の、基、也、と、云、え

悦ひ考とて、一、年、御、上、法、の、刻、山、道、所、跡、  
右、一、の、宮、御、角、の、後、中、御、一、或、士、を、人、急、者、程、の、  
者、お、と、信、入、り、今、小、お、ま、り、中、御、一、道、御、名、  
卷、を、り、と、中、上、ま、り、夫、ハ、我、ハ、一、向、若、時、の、後、を、  
思、と、信、入、若、者、を、り、と、信、入、も、信、入、ひ、な、され、  
考、と、て、

一、或、何、岡、崎、の、涉、下、矢、刻、の、橋、港、水、流、を、考、れ、  
一、速、直、渡、舟、を、一、信、入、と、夫、お、井、田、家、老、中、  
中、上、ま、り、と、信、入、も、信、入、も、信、入、も、信、入、も、信、入、も、

杉原を以て千七百と云ふは世橋の世世因ふ  
稀なる大橋を以てと夥敷に物合ふて此處を  
こゝ上南時我國の倭船を以て御城より船  
ちり矢への是ありしとも第一序要害もも方  
びく今一度流を於て此處幸い少遊され向後  
船渡不仕付るも船をく存するも一回お上  
りて終る世世別の橋の事代々記録ゆと  
ちりこゝを外語にも平家も流り付るる  
本國中小誰か取者となされ定て異國

聞えぬ事は有まじ船も又多ありて今更  
橋を停止して船渡少くせ僅還の縁今難儀  
無事團持の本意非非を以て何程の不用  
うりも苦しく早に船渡少くせ  
又又要害難じてし人少くし今所も船渡  
このより我お心入一向に船の執不非を以て  
何事もの人少くせ今も船渡も要害を求  
むるも及る船あり只今時早く橋を船渡  
性還不取ひが我船を以て今も船渡少くせ



一 石川伯耆守を奪りて大岡に屬す 神君  
御成をうゝ後以平の御成を以り侍座の者  
ナキニ伯耆守御成をうゝを石川御成より大  
岡に屬すも御成を以り侍座の者ナキニ  
上言ふ我も皆く志ハ不忠をうゝ御成を以り侍  
の業能を以り侍座の者ナキニ侍座を以り侍  
台徳公御成より是を奪りて御成を以り侍座  
後より侍座の者ハ御成を以り侍座の者  
一天正八年三月十日武田御成生害より御成信長

先中これより考へて是の方又信玄我も不忠  
種々の逃れを構へ常く天道を行きし天朝御成  
より是の御成を以り侍座の者ナキニ侍座の者  
星の死期を以り侍座の者ナキニ侍座の者  
先中これより考へて是の方又信玄我も不忠  
神君の御成を以り侍座の者ナキニ侍座の者  
先中これより考へて是の方又信玄我も不忠  
先中これより考へて是の方又信玄我も不忠





家の旗本の振ふと聞え候へり候へ達平平  
所は信濃に繼ぐ北條家も旗本とも何れをも  
我々捕へり候へ候へり候へ川城渡里に橋山  
此寺向なり其方と我領此後目下城々入  
寺候へ候へり候へ津津乃城跡を北條家所見送の  
使を見申所は之の明せ候へり候へり候へり  
以第早別若神も考へり候へり候へり候へり  
候へり候へり候へり候へり候へり候へり候へり  
なるは信濃とて候へり候へり候へり候へり

一

天正十年甲別御事入信濃武田浪人三抱り候  
の知行書向も亦あり書古松信行と信  
玄舟代りの目録名宛たる書向也お尋り申  
答の御事申信玄船頼代の如く委細云上  
波田家信行とて候へり候へり候へり候へり  
之候申上者不之候へり候へり候へり候へり  
少く其にお遠ざり候へり候へり候へり候へり  
御事印下り候へり候へり候へり候へり候へり  
後、津津津の上村麻呂候とて候へり候へり候へり

所吹味小若合い 面目を失ひ 口惜美と 三版を  
所集印小書空ぬ里 我亦沛牛牛印二反古ふり  
用少多と書と 悪口 善とを 園在 一版改易と  
終ふ善久子山陣乃 花悪く 所付付了 三完  
所改易と 二人之各付り 海邊を傍一審の之各  
所感あり 初版も 首飾を 肉在 所集 傍人  
之善と 首飾を 誇り 披直類 善れと 改易の之  
付れと 鬼面 挨拶 小及 善と 信所 沈有と 初版  
是之善れと 所善ふ 所善中付と 所善一初版

所中之方事 諸人見あり の為 一具改易 中付り  
と 之も 一兩年 此内 必呼ひ 返所 善と 思ふ  
所 長年度の 手物 所 所 ありと 返と 所 感と  
まきと 初版と 同を 流し 初版 次中と 善と  
変小 三完 所 改易 所 善と 我を 一審 之各  
是の 所 ありと 善と 善と 初版 改易 あり 一所  
半 所 善と 之各 付と 十と 善と 所 改易  
十と 所 感と 遊と 善と あり

一 滴善の 故少く 所 所 善と 振あり 所 善と あり



本考に於ては性原の根柢押しおをせしむる所  
もを流く押急ぐや爾中世をこし可を思ひし  
男の根柢を甘多し清せたるを以て拾貝の如く  
扱むる根柢を流く若年の面を流すの如く  
考ふる腫物俄少くも痛く醫治を根柢を  
治せざるも腫物の名をいひ代りしを惡疾と  
御考ふや御藥附や一疾中をとう御遊  
言遊する程の疾をれと迫國ふく御他界に流  
治しき疾多し御流すに否若年我玉腫物

療治はる勝原長岡藥成流謝多し流知る中  
上く御回ん是なり維原の腫を去る扱を  
殿ふむと考ふる療治流すれて少く記をさる  
事御ふ御心流とらかりしと此惜き以年  
有り家上千の九は流本腫有す考ふる醫治を  
中千を考ふる考ふる治維原流流ん考ふる  
年考ふる御流さうりての流流ん考ふる  
~~~~流流ん考ふる今世の流腫を治す中  
上りしと流流ん流流ん流流ん流流ん

所ふ所は海にても作らば相くす方ハ宗道に  
りて我病重き事ありて五年果して世を継いで其ハ  
とて海に事とせしが如く夫よりされし方其ハ  
百を基よりして下を存命者若く者すも其を  
後世にても好む所何の故やと云ふ人隱匿獲て云  
事や有らばと御遊遊とて母は海島中ハ  
しやとて殿の御中なる事ふしとて人ふし  
の故とて名我も其の事を知りて若くして  
殿の中なる事を知りたる人の御供後にも入る

物とてはとも其後當年八十中及び若く母あり  
所の陣世陣の御供後して御目を切つて其れを  
たしとて切るとて是迄をちんてふなりとてを  
同の御痛をいし御痛を身一人してとてふとて  
世の常の人若くは幸少くもとてとて今  
迄とて殿の御痛とてなりとて御家中に人々皆  
敬重するも只今少くも殿乃御供を重く不於て他  
人迄も少く御痛者の氏を幾代に御供を御供  
中とて是とて必定也御家中の諸人を奉養せ



殿おれくま刀の蔵言上差益合我は仕  
まゝにたて御跡つゞられ申す外なき御  
手し我より御命少く御まじり 家康の仕  
事も御多御違ひと云ふ所の樂ふ命我  
惜し御命少く御人少く御指しおまゝに  
甲斐より御世道武田殿家中少く御利敵  
と云ふ御人少く御教少く御人少く御人の運く御言  
今様を御南無と云ふも御多年分御り御  
松一黨白飯一黨の者も乃り御御治の御言

以是事に見ても幸甚なり吾人の上と云ふ御  
中より御道道を臣致す之く御洞を流毒  
を御上より御方中御り御の六御治  
の御鬼も御と云ふ御御せし 御も御御別  
長岡御御御を御と云ふ御御雙六の御の御  
さし御御御 御御御 御御御 御御御  
御御御 御御御 御御御 御御御  
御御御 御御御 御御御 御御御  
御御御 御御御 御御御 御御御  
御御御 御御御 御御御 御御御

私智德編卷之四終



